

1 議 事 日 程（第1日）

（令和2年第4回有田川町議会定例会）

令和2年12月2日
午前9時30分開会
於 議 場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第80号 令和2年度有田川町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第5 議案第81号 令和2年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第6 議案第82号 令和2年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第83号 令和2年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第84号 令和2年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議案第85号 令和2年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第86号 令和2年度有田川町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第87号 有田川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第88号 有田川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第89号 有田川町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第90号 有田川町議会議員及び有田川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 日程第15 議案第91号 有田川町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第92号 有田川町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第93号 新町まちづくり計画の変更計画の策定について
- 日程第18 議案第94号 有田川町農林産物加工直売施設の指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第95号 有田川町農林水産物直売食材供給施設の指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第96号 有田川町林業活性化センターの指定管理者の指定について
- 日程第21 議案第97号 有田川町生産物販売施設の指定管理者の指定について
- 日程第22 議案第98号 有田川町健康管理センター、有田川町都市農山漁村総合交流促

		進施設、有田川町農林漁業体験実習館、有田川町ふるさとふれあいの丘、有田川町営キャンプ場、有田川町野営場等林間休養施設、有田川町山の家指定管理者の指定について
日程第23	議案第99号	有田川町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
日程第24	議案第100号	有田川町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
日程第25	議案第101号	有田川町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
日程第26	議案第102号	有田川町教育委員会教育長の任命の同意について
日程第27	議案第103号	有田川町教育委員会委員の任命の同意について
日程第28	議案第104号	有田川町道路線の認定について
日程第29	議案第105号	有田川町道路線の認定について
日程第30	議案第58号	令和元年度有田川町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第31	議案第59号	令和元年度有田川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第32	議案第60号	令和元年度有田川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第33	議案第61号	令和元年度有田川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第34	議案第62号	令和元年度有田川町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第35	議案第63号	令和元年度有田川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第36	議案第64号	令和元年度有田川町簡易排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第37	議案第65号	令和元年度有田川町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第38	議案第66号	令和元年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第39	議案第67号	令和元年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第40	議案第68号	令和元年度有田川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第41	議案第69号	令和元年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第42	議案第70号	令和元年度有田川町粟生財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第43	議案第71号	令和元年度有田川町城山山林財産区管理会特別会計歳入歳出決

算の認定について

日程第44 議案第72号 令和元年度有田川町八幡山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第45 議案第73号 令和元年度有田川町安諦山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について

2 出席議員は次のとおりである（15名）

1番	堀江真智子	2番	増谷憲
3番	椿原竜二	4番	中島詳裕
5番	星田仁志	6番	片畑進之
7番	谷畑進	8番	小林英世
9番	林宣男	10番	殿井堯
11番	佐々木裕哲	12番	岡省吾
13番	森谷信哉	15番	湊正剛
16番	亀井次男		

3 欠席議員は次のとおりである（1名）

14番 新家弘

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

1番 堀江真智子 16番 亀井次男

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（13名）

町長	中山正隆	副町長	坂頭徳彦
住民税務部長	山田展生	福祉保健部長	前久保眞次
総務政策部長	一ツ田友也	消防長	中裕準
産業振興部長	森田栄一	建設環境部長	鈴木幸敏
総務課長	新田耕作	財務課長	中屋正也
企画調整課長	細野正人	教育長	楠木茂
教育部長	井上光生		

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事務局長 竹中幸生 書記 細野鶴子

8 議事の経過

開会 9時30分

○議長（森谷信哉）

おはようございます。

14番、新家弘君から欠席の届出がありましたので、報告します。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、第4回有田川町議会定例会は成立いたしました。

ただいまから、令和2年第4回有田川町議会定例会を開会します。

~~~~~

開議 9時30分

○議長（森谷信哉）

会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

……………日程第1 会議録署名議員の指名……………

○議長（森谷信哉）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において1番、堀江眞智子君、16番、亀井次男君を指名します。

……………日程第2 会期の決定……………

○議長（森谷信哉）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

11月26日に開催された議会運営委員会の結果について、報告願います。

議会運営委員会委員長、殿井堯君。

○議会運営委員会委員長（殿井 堯）

改めて、おはようございます。

議長の指名がありましたので、議会運営委員会から開催結果についての御報告を申し上げます。

去る11月26日、午前9時30分から議会運営委員会を開催し、本定例会の会期並びに日程、各常任委員会の開催日等について協議いたしました。

その結果、会期につきましては、本日から12月16日までの15日間と決定させていただきました。なお、一般質問は10日、11日としております。

議事日程については、お手元に配付されている日程表のとおりといたしたいと思います。日程第4から日程第29までの議案26件について一括上程を行い、当局から提案理由の説明を求めた後、全員協議会にて御審査いただきたいと思います。

なお、全員協議会が終わり次第、日程第28、議案第104号から日程第29、議案第105号については委員会への付託についての審議を、日程第30、議案第58号から日程第45、議案第73号までの決算認定については、委員長の報告の後、議案審議を本日お願いいたします。

この会期、日程等に御賛同賜り、円滑な議会運営ができますよう、議員各位の御協力をお願い申し上げます。御報告といたします。よろしく申し上げます。

○議長（森谷信哉）

お諮りします。

ただいまの委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は、本日から12月16日

までの15日間にしたいと思います。

御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月16日までの15日間に決定しました。

……………日程第3 諸般の報告……………

○議長（森谷信哉）

日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に町長より提出された案件は、議案26件であります。

また、本日の説明員は町長ほか12名であります。

続いて、本定例会までに受理いたしました陳情第1号、後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書の提出についての陳情書は、お手元に配付の文書表のとおり、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

次に、監査委員より、令和2年8月、9月、10月分の例月現金出納検査結果報告書及び令和元年度における財政援助団体監査報告書をお手元に配付しておりますので、御報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

お諮りします。

日程第4から日程第29までの議案26件を一括議題としたいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

したがって、日程第4から日程第29までの議案26件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

おはようございます。

本日、ここに令和2年第4回有田川町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、何かとお忙しいところ御参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

それでは、ただいま上程させていただきました議案について御説明を申し上げます。

議案第80号は、令和2年度有田川町一般会計補正予算（第5号）であります。5月より新型コロナウイルス感染症対策のための寄附金をお願いしておりましたが、たくさんの方の貴重な寄附を賜りましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。頂いた寄附金は、今回の補正で小中学生用マスクや公共施設の感染防止対策として、サーマルカ

メラなどの購入の財源として活用させていただきます。また、今回の補正の各款別の主なものは、職員の給与条例改正に伴い、職員等の期末手当、共済組合負担金の減額補正と、新型コロナ感染防止対策として、事業中止などによる事業費の減額補正を各科目において行っております。2款総務費の一般管理費では、退職手当特別負担金として359万9,000円を、財産管理費では、修繕料として68万9,000円を、吉備庁舎用の備品購入費として889万7,000円を、工事請負費より組み替え、企画費では、ふるさと応援寄附金を令和2年度全体で3億8,000万円を見込んで、報償費等の返礼品などで7,914万3,000円を、電子計算費では、コロナ感染症対策のリモートワーク接続用パソコンの備品購入費として150万円を、情報通信基盤施設費では、施設整備保守点検料として433万円を、過疎対策費では、定住奨励金として40万円を、徴税費の各徴収費では、有田川町住まい給付金の352万円を減額し、過誤納付還付金として95万円を、3款民生費の社会福祉総務費では、遺族会補助金を157万1,000円減額し、国民健康保険事業特別会計繰出金として132万6,000円を、障害者福祉費では、プログラム変更委託料として407万円を、更正医療給付費として735万3,000円を、老人福祉費では、修繕料として48万円を、後期高齢者医療特別会計繰出金を187万9,000円減額し、介護保険事業特別会計繰出金として146万3,000円を、児童福祉費の児童措置費では、児童発達支援事業給付費補助金として60万円を、4款衛生費の保健衛生総務費では、妊婦一般健診委託料として228万円を、有田周辺広域圏事務組合分担金の休日急患診療分として165万8,000円を、妊婦健康診査費助成金として42万5,000円を、母子保健衛生費国庫補助金返納金として190万7,000円を、予防費では、新型コロナウイルスの感染症対策寄附金を活用して小中学生用のマスクの消耗品として200万円と、文化保健センターなど公共施設の来客者の感染防止対策でサーマルカメラの備品購入費として100万円を、予防接種委託料として1,759万9,000円を、保健センター費では、修繕料として490万3,000円を、上水道費の上水道施設費では、印刷製本費として66万円を、水質検査手数料として66万円を、6款農林水産業費の農業総務費では、清掃業務委託料として54万7,000円を、農業振興費では、土地改良施設維持管理適正化事業助成金として64万円を、7款商工費の商工総務費では、有田川町緊急持続化給付金を1億8,560万円減額し、第2弾有田川町応援クーポン券給付金として2億6,300万円を、観光費では、修繕料として86万円を、有田川町イベント補助金を247万3,000円減額し、8款土木費の道路橋梁費では、自動車購入費として365万円を、9款消防費の非常備消防費では、消防団員費用弁償を193万円減額し、消防施設費では、川合地区の消防詰所の修繕補助金として144万円を、災害対策費では、防災倉庫用の消耗品費として50万円を備品購入費から組み替え、10款教育費の小学校費について、学校管理費では、需用費の光熱水費として224万円を、石垣小学校トイレ改修事業

として、委託料と工事請負費を合わせて6,672万4,000円を、机、椅子などの備品購入費として563万9,000円を、中学校費の学校管理費では、光熱水費として181万円を、社会教育費の文化財保護費では、災害復旧事業補助金として32万円を、図書館費では、駅美術館撤去改修の修繕料として325万2,000円を、11款災害復旧費の公共土木施設災害復旧費では、調査設計業務委託料として150万円を、13款諸支出金の基金費では、入湯税の減額に伴い観光振興基金積立金を367万4,000円減額し、ふるさと応援基金積立金として1億4,000万円を計上し、その他所要の補正を行った結果、今回の補正額は歳入歳出それぞれ4億528万5,000円となり、補正後の予算総額は212億6,490万1,000円と相りました。なお、補正額の財源といたしましては、新型コロナウイルス感染症対策寄附金及びふるさと応援寄附金、町税、国庫・県支出金、繰入金、町債などを充てることにいたしております。また、繰越明許費、債務負担行為、地方債の補正につきましても、御審議を願うものであります。

議案第81号は、令和2年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号であります。今回の補正の主なものは、職員の給与条例改正に伴い、職員の期末手当、共済組合負担金の減額補正を行うとともに、2款保険給付費の高額医療費では、一般被保険者高額療養費として1,300万円を、出産育児諸費では、出産育児一時金として210万円などを補正した結果、今回の補正額は1,502万6,000円となり、補正後の予算総額は35億2,431万9,000円と相りました。なお、補正額の財源といたしまして、県支出金、繰入金、繰越金を充てることにいたしております。

議案第82号は、令和2年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号であります。今回の補正の主なものは、職員の給与条例改正等に伴い、職員の期末手当、共済組合負担金の減額補正を行うとともに、1款総務費の一般管理費では、電算委託料として104万5,000円を、2款後期高齢者医療広域連合納付金を268万4,000円減額し、4款諸支出金の繰出金では、広域連合負担金過年度精算金分などを一般会計繰出金として1,543万6,000円などを補正した結果、今回の補正額は1,376万6,000円となり、補正後の予算総額は7億9,267万3,000円と相りました。なお、補正額の財源といたしましては、繰越金、諸収入、国庫支出金を充てることにいたしております。

議案第83号は、令和2年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第2号であります。今回の補正の主なものは、職員の給与条例改正等に伴い、職員の期末手当、共済組合負担金の減額補正を行うとともに、1款総務費の一般管理費では、プログラム変更委託料として330万円などを補正した結果、今回の補正額は304万円となり、補正後の予算総額は33億54万3,000円と相りました。なお、補正額の財源といたしましては、国庫支出金、繰入金を充てることにいたしております。

議案第84号は、令和2年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算第3号であります。今回の補正の主なものは、職員の給与条例改正等に伴い、職員の期末手当、共済組合負担金の減額補正を行うとともに、1款総務費の一般管理費では、簡易水道事業変更認可申請委託料として100万円を、2款施設費の水道施設管理費では、修繕料として500万円などを補正した結果、今回の補正額は307万5,000円となり、補正後の予算総額は5億4,297万7,000円と相なりました。なお、補正額の財源といたしましては、諸収入などを充てることにいたしております。

議案第85号は、令和2年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算第2号であります。今回の補正は、設計積算システム提供業務の契約を結ぶために、債務負担行為の追加を行うものであります。

議案第86号は、令和2年度有田川町水道事業会計補正予算第2号であります。今回の補正は、設計積算システム提供業務の契約を結ぶために、債務負担行為の追加を行うものであります。

議案第87号は、有田川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。国民健康保険法施行令等の一部を改正をする政令が令和2年9月4日に公布され、令和3年1月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものであります。改正の内容は、平成30年度税制改正において、給与所得控除、公的年金控除について10万円引き下げるとともに、町県民税の基礎控除を10万円引き上げることとなったことから、給与所得、公的年金等所得のある方は所得が増加することになり、軽減判定において不利益が生じることから、軽減判定における判定基準額を引き上げるものであります。

議案第88号は、有田川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。所得税法等の一部を改正する法律及び地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布され、令和3年1月1日に施行されることに伴い、所要の改正を行うものであります。改正の内容は、現行の特例基準割合を延滞金特例基準割合に名称変更し、徴収猶予の際の延滞金に関する規定を追加するものであります。

議案第89号は、有田川町監査委員条例の一部を改正する条例の制定についてであります。地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行されたことに伴い、例月出納検査等について、条例が引用している当該改正箇所の法律の規定を変更する必要が生じたためであります。

議案第90号は、有田川町議会議員及び有田川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてであります。公職選挙法の一部を改正する法律が令和2年6月12日に公布、令和2年12月12日に施行されることに伴い、所要の改正を行うものであります。改正の内容は、町の選挙における立候補に係る環境の改善のため、選挙公営の対象を市と同様のものに拡大することと併せ、町議会議員選挙に

におけるビラ頒布の解禁や供託金制度を導入することを目的とするものであります。

議案第91号は、有田川町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。根拠の一つとなる地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令が改正され、令和2年10月1日から施行されたことにより、省令名中第25条が第26条へと変更となったことから、本条例においても変更を行うものであります。

議案第92号は、有田川町火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてであります。対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部が改正され、令和3年4月1日に施行されることに伴い、所要の改正を行うものであります。改正の内容は、急速充電設備の全出力の上限の拡大と、位置、構造及び管理に関する基準の細目が改正されたことに伴い、これに係る本条例の改正を行うものであります。

議案第93号は、新町まちづくり計画の変更計画の策定についてであります。平成30年4月25日に公布、施行された東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律により、合併特例債を起すことができる期限が、当該市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く15か年度から20か年度に変更されたことに伴い、合併市町村において合併特例事業を延長して実施することが可能となりましたが、その場合、現市町村建設計画について、市町村の合併の特例に関する法律第5条に規定する手続により、計画期間等の変更が必要となるため、議会の議決をお願いするものであります。

議案第94号は、有田川町農林産物加工直売施設の指定管理者の指定についてであります。有田川町大字三田664番地1、有田川町農林産物加工直売施設あらぎの里の指定管理において、有田川町の公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例第2条第1項第3号の規定を適用し、有田川町大字三田664番地1、清水町農林産物加工直売組合を選定しましたので、同条例第4条及び地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案第95号は、有田川町農林水産物直売食材供給施設の指定管理者の指定についてであります。有田川町大字金屋322番地1、有田川町農林水産物直売食材供給施設明恵ふるさと館の指定管理について、有田川町公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例第2条第1項第3号の規定を適用し、有田川町大字金屋322番地1、かなや農林産物加工直売組合を選定しましたので、同条例第4条及び地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案第96号は、有田川町林業活性化センターの指定管理者の指定についてであります。有田川町大字修理川261番地1、有田川町林業活性化センターの指定管理について、有田川町公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例第2条第

1 項第 3 号の規定を適用し、有田川町大字修理川、修理川区を選定したので、同条例第 4 条及び地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案第 9 7 号は、有田川町生産物販売施設の指定管理者の指定についてであります。有田川町大字宇井苔 2 1 3 番地 1、有田川町生産物販売施設しらまの里の指定管理について、有田川町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第 2 条第 1 項第 3 号の規定を適用し、有田川町大字宇井苔、宇井苔区を選定したので、同条例第 4 条及び地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案第 9 8 号は、有田川町健康管理センター、有田川町都市農山漁村総合交流促進施設、有田川町農林漁業体験実習館、有田川町ふるさとふれあいの丘、有田川町営キャンプ場、有田川町野営場等林間休養施設、有田川町山の家指定管理者の指定についてであります。有田川町大字清水 1 2 2 5 番地 1、有田川町健康管理センターしみず温泉健康館、有田川町大字清水 1 2 2 5 番地 1、有田川町都市農山漁村総合交流促進施設あさぎり本館・あさぎり別館、有田川町大字清水 1 2 2 5 番地 2、有田川町農林漁業体験実習館泉水、有田川町大字清水 6 0 7 番地、有田川町ふるさとふれあいの丘スポーツパーク、有田川町大字遠井 3 1 番地 2、有田川町営キャンプ場遠井キャンプ場、有田川町大字清水 1 0 7 5 番地、有田川町野営場等林間休養施設コテージ、有田川町大字清水 1 0 6 5 番地、有田川町山の家やすけ、有田川町大字清水 1 0 7 8 番地 1、有田川町山の家左太夫の指定管理について、有田川町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第 2 条第 1 項第 3 号の規定を適用し、有田川町大字清水 1 2 2 5 番地 1、一般財団法人有田川町ふるさと開発公社を選定したので、同条例第 4 条及び地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案第 9 9 号から議案第 1 0 1 号は、有田川町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めるものであります。

議案第 9 9 号は、有田川町固定資産評価審査委員会委員、有田川町大字東丹生 2 7 番地、栗生幸也氏の任期が令和 3 年 2 月 2 1 日をもって満了いたします。つきましては、知識、経験豊富な同氏を、引き続き固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、議会の同意をお願いするものであります。

議案第 1 0 0 号も同じく、有田川町固定資産評価審査委員会委員、有田川町大字上六川 1 0 0 4 番地、中井理自氏の任期が令和 3 年 2 月 2 1 日をもって満了いたします。つきましては、知識、経験豊富な同氏を、引き続き固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、議会の同意をお願いするものであります。

議案第 1 0 1 号も同じく、有田川町固定資産評価審査委員会委員、有田川町大字久野原 1 0 3 2 番地、大江彰一氏の任期が令和 3 年 2 月 2 1 日をもって満了いたします。

つきましては、知識、経験豊富な同氏を、引き続き固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、議会の同意をお願いするものであります。

議案第102号は、有田川町教育委員会教育長の任命の同意についてであります。有田川町大字庄684番地30、片嶋博氏を有田川町教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

議案第103号は、有田川町教育委員会委員の任命の同意についてであります。教育委員会委員、牛居美佐氏の任期が令和3年2月22日をもって満了いたします。つきましては、人格が高潔で教育に関し識見を有する、有田川町大字天満602番地10、上田恵里氏を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

議案第104号及び105号は、有田川町道路線の認定についてであります。

議案第104号は、有田川町大字下津野地内、町道1017号線延長78.09メートルを、道路法の規定により、町道の認定をお願いするものであります。

議案第105号は、有田川町大字小川地内、町道吉田青田線延長324.80メートルを、道路法の規定により、町道の認定をお願いするものであります。

以上で提出議案に対する私の説明は終わります。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（森谷信哉）

以上で、町長の提案理由説明が終わりました。

続きまして、補足説明はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

ないようですので、提案理由の説明を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩中に、議場において、10時25分から全員協議会を開催します。準備のためしばらく時間を頂きますが、よろしくお願いいたします。

~~~~~

休憩 10時07分

再開 14時40分

~~~~~

○議長（森谷信哉）

再開いたします。

お諮りします。

日程の順序を変更し、日程第28、議案第104号から日程第45、議案第73号までを先に審議したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、日程第28、議案第104号から日程第45、議案第73号までを先に審議することに決定いたしました。

お諮りします。日程第28、議案第104号から日程第29、議案第105号までの2件を一括議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

……………日程第28、議案第104号から日程第29、議案第105号……………

○議長（森谷信哉）

日程第28、議案第104号から、日程第29、議案第105号までの2件を一括議題とします。質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっている日程第28、議案第104号から日程第29、議案第105号までの2件については、産業建設住民常任委員会に付託して審査を行いたいと思いますが、御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

したがって、日程第28、議案第104号から日程第29、議案第105号までの2件については、産業建設住民常任委員会に付託して審査することに決定しました。  
……………日程第30、議案第58号から日程第45、議案第73号……………

○議長（森谷信哉）

次に、日程第30、議案第58号から日程第45、議案第73号までの16件については、第3回定例会において、決算審査特別委員会に付託されておりました。委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、星田仁志君。

○決算審査特別委員会委員長（星田仁志）

決算審査特別委員会における審査経過の概要及び結果につきまして、御報告申し上げます。

当委員会において審査しました案件は、令和2年第3回定例会で付託されました議案第58号から議案第73号までの一般会計、及び各特別会計の決算認定を求めるこ

とについての16件であります。

初めに、委員会の審査手順について説明いたします。これらの議案の審査に当たりましては、本特別委員会を10月28日、29日の2日間にわたって開催し、関係する部長、課長及び担当者出席を得て、令和元年度の課別目標管理シート及び主要施策の成果報告書を中心に、必要な資料の提出及び詳細な説明を求め、慎重に審査いたしました。

また、審査時において、委員会として提出を求めた資料については、皆様に配付済みであります。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定による健全化判断基準については、さきの第3回定例会において報告され、承認されているところであります。

それでは、個別の内容について御説明いたします。最初に、財務課長から全体的な決算の概要について説明を受けました。その説明によると、当町の令和元年度における経常収支比率は93.1%で、前年度と比較して0.1ポイント増加しています。

目標としていた90%以内を超え、財政の硬直化はますます進んでおり、今後の財政見込みについてただしたところ、広域圏事業や公共下水道事業の影響で、令和4年度までは厳しい財政運営が続く見込みであること。令和3年度予算編成においても、経常経費で3%のマイナスシーリングの実施を予定しており、厳しい状況であるが今後も続けていくとのことでありました。

なお、予算書と決算書の会計の順番が違うことから、可能であれば同じように作成してもらいたいとの意見が委員から出されました。

続いて、各課からの説明に対する主な質疑項目について申し上げます。財務課の所管では、合併特例債の借入可能額や合併算定替えの影響額について質疑がありました。

また、年度当初に作成する目標管理シートを提出してほしいとの要望が出されました。企画調整課の所管では、周遊タクシー助成事業や路線バス定期券購入補助事業については、実績が少ないので、ニーズを把握して今後に向けて内容を精査し、商工観光課とも連携をしながら抜本的な見直しも検討するよう要請しました。

総務課の所管については、防災行政無線について、昼の時報を鳴らせないか検討するよう要請するとともに、運用の変更については、住民への周知に努めるよう要請いたしました。

税務課の所管については、滞納管理システム導入の効果や土地の評価方法について確認しました。また、滞納整理の状況や内容についても確認しました。

住民課の所管では、一般会計のほか国民健康保険事業特別会計及び後期高齢者医療特別会計の説明が行われ、出産一時金や各庁舎での窓口対応、ジェネリック薬品の推進状況や保険税の滞納状況について質疑が行われました。

建設課の所管では、空き家対策やカーブミラーの補修等の対応について確認しました。また、林道整備の進捗状況と今後の計画について質疑が行われたほか、消えかけ

ている道路区画線等への対応について要望が出されました。

環境衛生課の所管では、犬猫の去勢・避妊手術助成補助金について質疑があり、事前の申請が必要である旨の説明を受けました。また、指定ごみ袋に使用している原材料についても確認するとともに、不法投棄対策であるふるさと見守り隊の出動件数や委託料、監視カメラの設置状況についても確認しました。

下水道課の所管では、農業集落排水事業、簡易排水事業、浄化槽事業、公共下水道事業など各特別会計の説明がなされ、各施設の接続率や合併浄化槽補助金について質疑がありました。

水道課の所管では、簡易水道事業について給水人口減少による事業見直しについて確認しました。

消防本部の所管に対しては、消防団と消防本部の装備品の状況について質疑があり、消防団車両の実態と更新計画について確認したところ、20年を経過した車両は10台であるとのことでした。消防団備品の更新や団員の処遇については改善の要望が出され、今後検討していくとのことでありました。また、救急搬送の状況や火災警報装置の設置状況、消防団員の災害補償や団員の確保についても質疑がありました。

こども教育課の所管では、きび森の保育所の防音壁の設置については令和3年度に実施、八幡小学校のトイレ工事については今年度内の完成の見込みとのことでした。子どもと親の相談事業の利用状況についてただしたところ、近年は減少傾向にあるが、悩みを抱える子どもや親には選択肢があったほうがよいと考えているとのことでした。また、防犯灯やグリーンベルトの設置など、通学環境の整備についてのことや、準要保護児童生徒就学補助制度の周知、子ども議会の実施についての考え方を問う質疑などがあり、今後も検討していきたいとのことでした。

社会教育課の所管では、アレックに設置したウオークスルーの利用状況やアニメの世界とボクらの未来プロジェクト事業について質疑があり、今後のアレックの取組については、有田川町のランドマークとして検討中であるとのことでした。また、ウオークスルーのエラー発生問題については、改善のために取り組んでいるとのことでした。

地籍調査課の所管では、町内における地籍調査の進捗状況についての質疑がありました。また、地権者の立会いがいない場合には、筆界未定になってしまうのか、後日に何らかの施策がないのかとの質疑に、立会いがいない場合には筆界未定になってしまうことはやむを得ないが、調査後の解消方法については、筆界特定制度が活用できるとの説明がありました。

産業課の所管では、経営破綻した事業者による農業用施設災害復旧事業について質疑があり、被災状況と復旧状況及び債権に係る現在の状況について説明を受け、債権回収に向けて弁護士と相談して進めていくとのことでした。また、鳥獣害対策での小動物の処理を職員が対処している現状について質疑があり、精神的な負担も考えられ

るので、今後、広域的な問題として課題としたらどうかとの意見が出されました。また、食肉が違法に販売されることのないよう取り組んでほしいとの要望が出され、その問題にも取り組んでいくとのことでした。

林務課の所管では、森林整備、林業振興事業において基金に積み立てられているが、その目的について質疑をしたところ、次年度に事業化して基金を取り崩す予定とのことでした。意向調査の上、来年度に事業化していきたいとのことでした。

商工観光課の所管では、鉄道交流館や温泉等施設の利用者数への質疑があり、施設の来客数の増減については詳しく分析するよう要望が出されました。ぶどう山椒ブランド化推進事業では、ぶどう山椒の収穫量や生態研究事業について質疑があり、収穫量の減少実態や効率的な栽培方法の研究事業について説明があり、委員からは後継者不足等に悩む山椒農家の実態を把握し、対応するよう要望が出されました。

長寿支援課の所管については、一般会計のほか介護保険事業、特別養護老人ホーム等特別会計の内容説明があり、ねりんピックわかやま大会補助金の用途やあんしんシステムの設置について質疑がありました。また、電動アシスト自転車購入補助金については、実績が少なく周知が不足しているのではないかと意見が出されました。

健康推進課の所管では、きび保健福祉センター管理費について社会福祉協議会からの光熱水費の歳入が減少している理由についてただしたところ、前年度において漏水が発生しており、修繕したことにより水道代が下がったとの説明がありました。乳幼児健診の未実施者に対する対応をただしたところ、家庭訪問等で対応しているとのことでした。

やすらぎ福祉課の所管では、児童発達支援事業に対する利用者の状況や更生医療給付費についても質疑がありました。地域活動支援センターについて、利用者の状況をただしたところ、運営について送迎費も補助できるとのことでした。作業所施設の安全性についてただしたところ、協議会において検討中であるとのことでした。

以上、2日間にわたる委員会で協議の結果、議案第58号、59号、60号、61号、66号、68号の6議案については賛成多数で、それ以外の10議案については全会一致で認定すべきものと決しましたので報告いたします。よろしく御審議いただき、適切な御決定をお願い申し上げます。

○議長（森谷信哉）

以上で、決算審査特別委員会の審査の経過及び結果の報告が終わりました。

……………日程第30 議案第58号……………

○議長（森谷信哉）

日程第30、議案第58号、令和元年度有田川町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

2番、増谷。討論をさせていただきます。

議案第58号ですが、先ほど委員長の報告のとおり、6議案に反対しておりますので、再度、私のほうから討論をさせていただきます。

第1に、町内の全ての公立保育所の給食が民間委託になっている点であります。保育の無償化は実現いたしました。消費税の増税も充てるとなっており、所得の高い方ほど恩恵を受け、生活保護世帯はもともと無料なので消費税増税分が負担になります。また、対象外の方もおられます。そして、保育の一環である給食費の副食費が無償化で切り分けられ、4,500円の保護者負担となりました。

第2に、保育士で見ますと、正規保育士の給与と非正規保育士報酬と賃金合計を占める非常勤、臨時雇い賃金の比率が54%を占めています。そして、保育士の不足や保育室が足りないために、いわゆる育休対応も生まれています。子育て支援の立場からは、保育希望者全員入所でできる体制を取るべきであります。さらに、土曜保育は40人前後で園児がおりますが、町内1か所しかないため、清水地域から行きにくい状況があります。清水でも対応すべきであります。

第3に、消防力の人員基準が100人に対し69人の体制であり、充足率は67%です。防災時または救急搬送が多くなってきている今日、人員を増やすべきであります。

第4に、機関委任事務も増えるばかりで職員の業務が多くなり、一方で正規職員を減らしてきている中で、公務労働を会計年度任用職員などで対応せざるを得ない状況にあります。地方交付税の一本算定替えも大幅にダウンしてきた中で、必要な人員確保をすべきであります。

第5に、特定健診の受診勧奨を進めながら、体制的に健診を増やせる状況にありません。そして、人間ドック、脳ドックの両方を受診できなくなっております。早期発見・早期治療の観点から体制を強化すべきであります。

第6に、生活扶助基準の引下げにより、様々な福祉制度などを受けられる基準が引き下がり、負担増や対象から外れる場合が出てくることであります。

第7に、消費税10%引上げに対応して、使用料や利用料などを引き上げていることです。また、町が支払う消費税額が、概算でも3億3,000万円となります。そうした消費税増税後の負担増への対策として実施した1回きりのプレミアム商品券は、増税の対策にはなっておりません。

第8として、平成23年から毎年、住民基本台帳で14歳から18歳の若者の閲覧

を無料で自衛隊和歌山地方本部にさせていることでもあります。

第9に、巨大風力発電や太陽光発電計画がどんどん参入していく中で、自由にもさせないための規制、経済産業大臣も条例での規制を指摘していますから、条例をつくるべきであります。

第10として、非常勤職員が会計年度任用職員となり手当が支給されるとなりましたが、勤務時間が減り、1人当たり月額3,400円から1万2,600円までの間で引き下がり、全体の20数%が下がっております。

第11に、周遊定額タクシー補助金であります。予算額が200万円で実績は2件の14人で2万4,780円しかなかったことは、制度として見直しをすべきであります。しかし、一方で町民の要望を多く酌み上げた施策や道路予算もありますけれども、以上の理由により反対討論といたします。

○議長（森谷信哉）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（森谷信哉）

挙手多数であります。

よって、本案は認定することに決定いたしました。

……………日程第31 議案第59号……………

○議長（森谷信哉）

日程第31、議案第59号、令和元年度有田川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

1番、堀江眞智子君。

○1番（堀江眞智子）

議案第59号について、反対の立場から討論を行います。

国保制度は、加入者同士が支え合う相互扶助制度ではありません。加入者全員に医

療を、社会が保障していくという社会保障制度であると国保法の第1条で明記されております。そして、協会けんぽのように、事業主負担がありません。また、子どもから大人まで税を取る計算になっています。

第1に、国保の所得ゼロから100万円以下の世帯が2,100世帯前後、全体の46%、そして被保険者は3,214名、37%を占めます。7割から2割軽減を受けている世帯は2,422の53%、そして、滞納世帯は291世帯、そして固定資産があれば国保税が大きくなってきます。負担能力以上の納税を強いられています。ですから、資格証明発行が41件、短期証明書発行が100件と当初より増えてきています。

第2に、高額療養費は住民税課税の70歳以上の負担上限額を引き上げました。外来で月2,000円、入院では1万3,200円負担になっています。

そして三つ目には、後期高齢者医療制度のように、国保の広域化を進めている点があります。

第4に、国保税は応益割と応能割の比率が50対50に設定されています。そのために限度額を引き上げると、その負担は、結局、加入者全員に及ぶこととなります。

第5に、余剰金が出たとしても被保険者に戻さず、基金などへ積み立てるのは問題であります。基金額が5億8,871万6,000円で、被保険者1人当たり約7万5,000円にもなっています。

第6に、もともと国庫支出金を減らしたことが、国保会計を苦しくさせた原因であります。全国知事会は、1兆円の国費を投入して世帯割、人数割を廃止して負担を軽くするように求めています。そういう立場からも、声を上げるべきだと思っております。

第7として、これは国に対してであります。町単独で高校を卒業するまで医療費を無料にしている関係で、補助金188万円余りが削減されていることです。

以上の理由により、反対討論とさせていただきます。

○議長（森谷信哉）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（森谷信哉）

挙手多数であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

……………日程第32 議案第60号……………

○議長（森谷信哉）

日程第32、議案第60号、令和元年度有田川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

1番、堀江眞智子君。

○1番（堀江眞智子）

議案第60号、令和元年度有田川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論をさせていただきます。

昨年から3年間の事業計画に基づき、制度を見直しました。公的介護や医療保険を土台から崩す医療介護総合法によって、介護に係る予算を削減するために本格的に実施される年度になります。

まず、525人の要支援1・2の方の訪問介護や通所介護事業を、介護保険から外して新総合事業に振り分け、単なる家事援助のように変えています。そして、また被保険者で第1段階から第3段階の非課税階層が3,270人の39%を占めています。そして、認定者数は、介護1から5まで対象者全体の14%しかありません。そして、介護保険料を滞納している72人は、サービスを受けることができません。

介護保険料が基準額で500円引き上がって6,200円になっています。合計所得が160万円以上の方を対象に自己負担を1割から2割に引き上げましたが、後期高齢者医療の現役並み所得が年収360万円以上であることと比べても厳しい線引きとなっています。介護の充実を求め、施設を増やしたり職員の給与を引き上げると、介護保険料に跳ね上がるシステムを変えなければなりません。介護の必要度ではなく、幾ら払えるかでサービス内容を決めざるを得ない状況だといえます。

介護保険制度は家族介護から社会で支える介護、このことをスローガンで出発しました。けれど、今や負担増やサービスの取上げ、認定率の抑制、在宅への切替えを勧めるやり方では制度自体もたないことを申し上げて、反対の討論とさせていただきます。

○議長（森谷信哉）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（森谷信哉）

挙手多数であります。

よって、本案は認定することに決定いたしました。

……………日程第33 議案第61号……………

○議長（森谷信哉）

日程第33、議案第61号、令和元年度有田川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

議案第61号について、反対の立場から討論を行います。

もともと国は、医療費の削減を目的に75歳という年齢で差別する医療制度を設けたのが問題であります。ですから、保険料の所得割や均等割額を2年に1回変える仕組みにしています。

県後期高齢者医療広域連合の試算でも、75歳以上一人世帯の場合で、年金収入210万円や世帯主が子どもで75歳以上高齢者が1人の場合の年金収入210万円の世帯も負担増となります。

さらに、75歳単身者世帯で年金収入80万円の方が、世帯主の子どもと同一世帯になりますと、保険料が10倍にもなる試算が出てまいります。所得100万円以下の被保険者が4,575人、実に94%も占めていますから、9割から2割軽減を受けている被保険者は3,705人の76%になります。

そして、今回、所得がゼロの場合、9割軽減が8割軽減に変わり、令和3年度から8割軽減をなくして7割軽減に、8.5割軽減は令和4年から7割軽減になります。また、所得ゼロの方は8割軽減で、少し得になる方が8.5割軽減を受けられるという、かえって矛盾したことも生まれてまいります。

ですから、以上の理由により反対といたします。

○議長（森谷信哉）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（森谷信哉）

挙手多数であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

……………日程第34 議案第62号……………

○議長（森谷信哉）

日程第34、議案第62号、令和元年度有田川町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

……………日程第35 議案第63号……………

○議長（森谷信哉）

日程第35、議案第63号、令和元年度有田川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

……………日程第36 議案第64号……………

○議長（森谷信哉）

日程第36、議案第64号、令和元年度有田川町簡易排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

……………日程第37 議案第65号……………

○議長（森谷信哉）

日程第37、議案第65号、令和元年度有田川町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

……………日程第38 議案第66号……………

○議長（森谷信哉）

日程第38、議案第66号、令和元年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

1番、堀江眞智子君。

○1番（堀江眞智子）

議案第66号について、反対の立場で討論をさせていただきます。

温泉の入浴料を大人で100円上げて700円に、子どもは300円から400円に、障がい者の方も300円から350円に引き上がりました。ただし、回数券は抑えています。

平成26年度から食堂、売店を民間に委託し、収益の10%を常時入れてもらうのを5%と引き下げました。委託業者の名前も変わり、真摯な姿勢ではありませんでしたから、契約期限前に業者が撤退したという点も申し上げて、反対討論とさせていただきます。

○議長（森谷信哉）

ほかに討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（森谷信哉）

挙手多数であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

……………日程第39 議案第67号……………

○議長（森谷信哉）

日程第39、議案第67号、令和元年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

……………日程第40 議案第68号……………

○議長（森谷信哉）

日程第40、議案第68号、令和元年度有田川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（森谷信哉）

挙手多数であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

……………日程第41 議案第69号……………

○議長（森谷信哉）

日程第41、議案第69号、令和元年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

……………日程第42 議案第70号……………

○議長（森谷信哉）

日程第42、議案第70号、令和元年度有田川町粟生財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

……………日程第４３ 議案第７１号……………

○議長（森谷信哉）

日程第４３、議案第７１号、令和元年度有田川町城山山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

……………日程第４４ 議案第７２号……………

○議長（森谷信哉）

日程第４４、議案第７２号、令和元年度有田川町八幡山林財産区管理会特別会計歳

入歳出決算の認定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

……………日程第45 議案第73号……………

○議長（森谷信哉）

日程第45、議案第73号、令和元年度有田川町安諦山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

お諮りします。

日程第4、議案第80号から日程第27、議案第103号までを提案理由の説明だけにとどめ、議案調査のため審議を中止したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

本日の会議は、これにて延会にしたいと思います。

なお、次回の本会議は、12月10日、木曜日、午前9時30分に開議いたします。

~~~~~

延会 15時22分